

しょうがいしゃ ぎゃくたい 障害者を虐待から

まも 守りましょう!

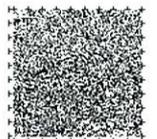
ちいき あんしん く しゃかい だれもが地域で安心して暮らせる社会をつくりましょう



ぞん ご存じですか? しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうし ぼう 障害者虐待防止法

しょうがいしゃ ぎゃくたい ぜったい 障害者への虐待は、絶対してはいけないことです。虐待は、どこの家庭や施設・会社などでもおこりうる身近な問題です。しつけや指導ということで虐待することがあたりまえになっていたり、しょうがいしゃ ほんにん ちょうきかん 障害者本人が長期間虐待を受けていて、あきらめてしまっている場合もあり、ひがい うった 被害を訴えることができないこともよくあります。しょうがいしゃ ぎゃくたい しょうがいしゃ ぎゃくたい 障害者の虐待について、しゃかい ぜんたいで 関心を持ち、ぎゃくたい よ ぼう 虐待を予防したり、はや たい おう つと 早めの対応に努めなければなりません。

しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうし ぼう 障害者虐待防止法には、ぎゃくたい き ひと つう ほう ぎ お さい 虐待に気づいた人の通報義務も定められています。はや たい おう し えん 早めの対応や支援は、か ぞく かが もん だい かい けつ その家族が抱える問題の解決にもつながります。みんな で きょうりょく 協力しながら、ぎゃくたい ちいき 虐待のない、だれもが地域で あんしん く しゃかい 安心して暮らせる社会をつくりましょう。



障害者虐待防止法とは？

▶ 障害者の尊厳を守る法律

障害者虐待防止法（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、障害者の権利や尊厳をおびやかす虐待を防止するとともに、障害者を養護している養護者が介護疲れなどの原因で虐待をおこなわないよう、養護者への支援をしていくという法律です。障害者が安心して社会で暮らせるよう、障害者とその家族を地域で支えあい、みんなで障害者虐待の防止に取り組みましょう。



▶ 対象となる障害者とは

障害者虐待防止法では、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のある人や、そのほかに心身の障害や社会的障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人となります。
※障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

▶ 3種類の障害者虐待

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

**養護者による
障害者虐待**

障害者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族、同居する人による虐待のことです。

**障害者福祉施設従事者
等による障害者虐待**

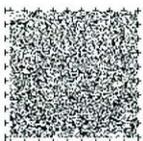
障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待のことです。

**使用者による
障害者虐待**

障害者を雇っている事業主などによる虐待のことです。

通報や届出をした人の情報は守られます。

虐待の通報をした人や届出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、市職員等には守秘義務が課せられています。また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇などをするのは禁じられています。匿名による通報でも、通報内容を受け付けられます。



こんなことが虐待になります！

障害者虐待の例としては、次のようなものがあります。また、これらが重なって行われる場合もあります。

身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為など

こんなサイン

- 体に傷やあざ、火傷のあとがしばしばある。
- 急におびえたり、こわがったりする。
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない。



性的虐待

無理やり（また同意とみせかけ）わいせつなことをしたり、させたりするなど

こんなサイン

- ひと目を避けたがる、部屋にひとりでいたがる。
- 人に相談するのをためらう。



心理的虐待

怒鳴る、ののしる、わざと無視するなど、精神的苦痛を与えることなど

こんなサイン

- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす。
- 攻撃的な態度がみられる。
- 自分で自分を傷つける行為をする。



放棄・放任（ネグレクト）

食事や水を十分に与えないこと必要な医療や福祉サービスを受けさせないなど

こんなサイン

- 体から異臭がするなど衛生状態が悪い。
- ひどく空腹を訴え、栄養失調がみられる。
- 学校や職場などに出てこない。



経済的虐待

年金や賃金などを渡さないこと本人の同意なしに財産を処分するなど

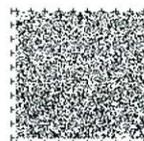
こんなサイン

- 年金等がどう管理されているか知らない。
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない。
- サービス利用料等の支払いができない。



障害者虐待防止法は、虐待をしてしまう家族（養護者）も支援する法律です。

障害者本人を守るだけでなく、虐待をしてしまう養護者への支援も大切です。養護者が、介護疲れや障害への知識不足のため、虐待をしてしまうこともあります。そのため、虐待をしてしまう養護者の介護の負担を軽くしたり、養護者に障害への正しい理解ができるよう知識や情報を提供するなど、養護者への支援を行い、虐待を予防します。



こう べ し しょうがい しゃ ぎゃくたい ぼう し そう だん
神戸市障害者虐待防止センターにご相談ください！
 ひとりに ^{かか} ^こ 抱え込まないでください！

しょうがいしゃ ぎゃくたい にかかわる ほうほう とどけ で ^{そう だん} 相談は、しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼう し 障害者虐待防止センターまでお寄せください。
 しょうがいしゃ ぎゃくたい をなくすために、あなたのご協力をお願いします。

^{そう だん} ^{ほう ほう} ^{まど} ^{ぐち}
相談・通報窓口

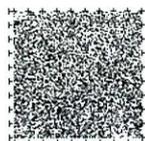
こう べ し しょうがい しゃ ぎゃくたい ぼう し
神戸市障害者虐待防止センター

^{でん} ^わ
電話 (078) 731-0101

FAX (078) 731-0801

ぎゃくたい しゅ るい 虐待の種類	そう だん まど ぐち 相談窓口	でん わ 電話・FAX
しょうがい しゃ ふく し し せつ 障害者福祉施設や しょうがい しゃ ふく し じ ぎょう しょ 障害福祉サービス事業所 での虐待は	こう べ し かん さ し どう ぶ 神戸市監査指導部	でん わ 電話(078)322-5232 FAX(078)322-6045 電話は平日8時45分から17時30分まで FAXは休日夜間受付(受信)のみ
じ ぎょう ぬ し し よう しゃ 事業主など使用者による しよく ば ぎゃくたい 職場での虐待は	こう べ し しょうがい ふく し が 神戸市障害福祉課	でん わ 電話(078)322-5228 FAX(078)322-6044 電話は平日8時45分から17時30分まで FAXは休日夜間受付(受信)のみ
か てい しょうがい じ さい み まん 家庭の障害児〔18歳未満〕の ぎゃくたい 虐待は	ひょう ご けん しょうがい しゃ 兵庫県障害者 けん り よう じ 権利擁護センター	でん わ 電話(078)362-3834 FAX(078)362-3911 電話は24時間対応 FAXは休日夜間受付(受信)のみ
か てい しょうがい じ さい み まん 家庭内の高齢者虐待の相談・通報については、お近くのあんしんすこやかセンター まで ※お近くのあんしんすこやかセンターについては、神戸市介護保険課(078)322-6228 または区役所まで	か てい こども家庭センター	でん わ 電話(078)382-2525 〔平日 8時45分から17時30分まで〕 でん わ 電話(078)382-1900 〔夜間・休日〕 FAX(078)382-1902

※その他、障害者についての相談は、区役所あんしんすこやか係及び障害者相談支援センターで受け付けています。



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

City of Design
KOBE

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。